

道路への倒木、枝の張り出しにご注意ください

道路や歩道への倒木や枝の張り出しにより、通行の妨げとなったり、標識等が見えにくくなっている箇所が見受けられます。

これらが原因で、車両や歩行者に事故が発生した場合には、事故の原因となった樹木の所有者の責任を問われる場合があります。

<根拠法令>

☆民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

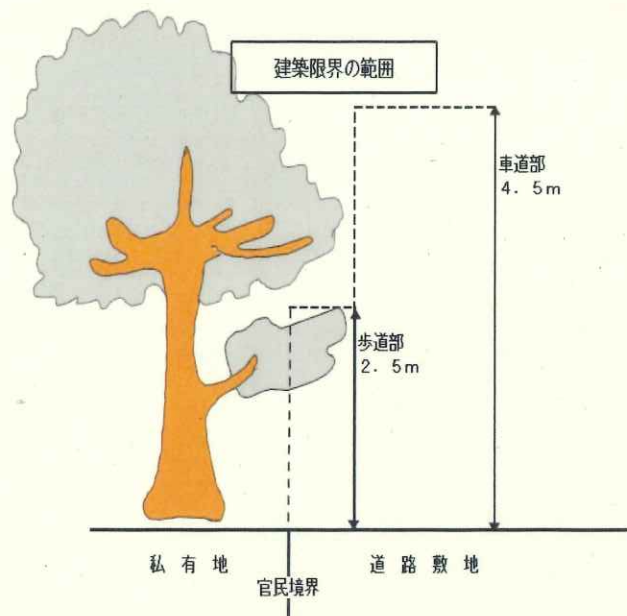
☆道路法第43条 道路に関する禁止事項

下記のような状況にある場合、樹木の所有者の方は、**早急に樹木の伐採または枝払いをお願いします。**

【危険な状況の例】

1. 道路や歩道に樹木が張り出している。
2. 枯れ木や枯れ枝による通行障害がある。
3. 竹林の繁茂による通行障害がある。

【支障となる範囲】＝点線に触れる場合



なお、今後とも普段の管理はもとより、**強風や大雨の後には、特に注意されるようご協力をお願いします。**

！！作業時の注意事項！！

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの東京電力又はNTTに連絡し、立会のもとで行ってください。
2. 作業にあたり、通行車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご配慮下さい。

<道路や歩道上で作業を行うときは、土浦土木事務所（市道で行う場合は市役所）への届出が必要な場合があります。>

このチラシに関するお問い合わせ

土木部土浦土木事務所道路管理課
〒300-0815 茨城県土浦市中高津3丁目11番5号
電話番号：029-822-4347 FAX番号：029-821-9212